

# 大区画化等加速化支援事業の概要

## (令和8年度版)

1. 事業概要	
① ハード事業	P1
② ソフト事業	P1
2. ハードメニューの詳細	P2
3. 事業申請の流れ	P5
4. お問い合わせ先	P6

農村振興局整備部農地資源課  
経営体育成基盤整備推進室

# 1. 事業概要

大区画化等加速化支援事業では、食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

**事業実施主体** 農業者等

## 実施要件

- ハード事業の実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域※1であること。
  - 農用地の区画拡大を実施すること。
- ※1 生産緑地等の例外有

## ① ハード事業

### 支援の例



畦畔除去



用水路更新



客土

### 支援メニュー

- 農用地の区画拡大
- 暗渠排水
- 湧水処理
- 末端畑地かんがい施設
- 客土
- 除礫
- 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）
- 病害虫対策（反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水）

### 助成額

定額（10a当たり27.5万円等、工種や対象の面積、延長に応じて助成額は異なる。）

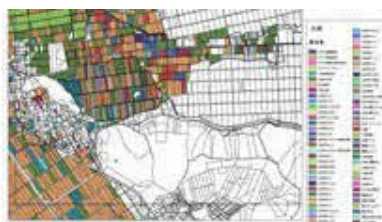
## ② ソフト事業（条件改善推進費）

権利関係等の調査・調整等を定額で支援し、事業実施に係る農業者の皆さんの費用負担を軽減します。

### 支援の例



土地利用調整



デジタルマップ策定



直播栽培導入

### 事業内容

- 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動
- ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要な調査、測量、設計、関連計画の策定
- 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援

### 助成額

定額（単年度当たり300万円迄）

## 2. ハードメニューの詳細

事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する場合	大区画化する場合	
1. 農用地の区画拡大					
ア 水路変更なし	畦畔除去、水路変更、均平作業等による区画拡大を支援 ●ほ場の高低差が10cmを超え、かつ、表土扱いを行う場合：	27.5万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【24万円/10a】	36万円/10a 【26万円/10a】	 区画拡大
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行う場合：	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】	 区画拡大
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行わない場合：	7万円/10a 【6万円/10a】	8万円/10a 【7万円/10a】	9万円/10a 【7.5万円/10a】	 区画拡大
	●畦畔除去のみの場合：	4万円/100m 【4万円/100m】	4.5万円/100m 【4.5万円/100m】	5万円/100m 【5万円/100m】	 区画拡大
イ 水路変更あり	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大 ●ほ場の高低差が10cmを超え、かつ、表土扱いを行う場合：	46.5万円/10a 【33万円/10a】	55.5万円/10a 【39.5万円/10a】	61万円/10a 【43.5万円/10a】	 畦畔除去
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行う場合：	44.5万円/10a 【32.5万円/10a】	53万円/10a 【39万円/10a】	58.5万円/10a 【42.5万円/10a】	 畦畔除去
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行わない場合：	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】	 畦畔除去
2. 暗渠排水					
	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設 ●バックホウ施工、かつ、表土扱いを行う場合：	22.5万円/10a 【16.5万円/10a】	27万円/10a 【19.5万円/10a】	29.5万円/10a 【21.5万円/10a】	 暗渠排水
	●バックホウ施工、かつ、表土扱いを行わない場合：	22万円/10a 【16万円/10a】	26万円/10a 【19万円/10a】	29万円/10a 【21万円/10a】	 暗渠排水
	●トレンチャ施工、かつ、表土扱いを行わない場合：	18万円/10a 【13.5万円/10a】	21.5万円/10a 【16万円/10a】	23.5万円/10a 【17.5万円/10a】	 暗渠排水

※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1 ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 大区画とは、本事業で区画拡大を行い、事業後に1枚の農用地の面積が1 ha以上であるものをいいます。

事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する 場合	大区画化する 場合	
3. 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の 新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>●表土扱いを行う場合：</li> <li>●表土扱いを行わない場合：</li> </ul>	24万円/100m 【17万円/100m】  23万円/100m 【16.5万円/100m】	28.5万円/100m 【20万円/100m】  27.5万円/100m 【19.5万円/100m】	31.5万円/100m 【22万円/100m】  30万円/100m 【21.5万円/100m】	 湧水処理
4. 末端畑地 かんがい 施設	末端畑地かんがい施設の新設、 廃止又は変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>●樹園地の場合：</li> <li>●樹園地以外の畑地の場合：</li> <li>●ほ場外からの接続管：</li> <li>●給水栓設置のみ：</li> </ul>	35万円/10a 【24.5万円/10a】  21.5万円/10a 【15万円/10a】  7万円/10m 【5万円/10m】  2.5万円/箇所 【2万円/箇所】	42万円/10a 【29万円/10a】  25.5万円/10a 【18万円/10a】  8万円/10m 【6万円/10m】  3万円/箇所 【2万円/箇所】	46万円/10a 【32万円/10a】  28万円/10a 【19.5万円/10a】  9万円/10m 【6.5万円/10m】  3万円/箇所 【2.5万円/箇所】	 畑地かんがい
5. 客土	耕土深15cm以下の農用地を 対象に、層厚10cm以上の客土	27.5万円/10a 【19万円/10a】	33万円/10a 【22.5万円/10a】	36万円/10a 【25万円/10a】	 客土
6. 除礫	30mm以上の石礫を5%以上 含む農用地を対象に、深度30cm 以上の除礫	25万円/10a 【17万円/10a】	30万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【22万円/10a】	 除礫
7. 更新整備	更新する必要がある用水路等 の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>●用水路の場合： 土水路からW300H300 以上のコンクリート用水路 への更新</li> <li>●排水路の場合： 土水路からW500H500 以上のコンクリート排水路 への更新</li> <li>●農作業道の場合： 未舗装道から幅4m以上の 舗装道への更新</li> <li>●畦畔の場合： 畦畔の更新</li> <li>●排水口の場合： 排水口への柵の据付</li> </ul>	15万円/10m 【10.5万円/10m】  28万円/10m 【20.5万円/10m】  12.5万円/10m 【8.5万円/10m】  16万円/100m 【11万円/100m】  5万円/箇所 【3.5万円/箇所】	18万円/10m 【12.5万円/10m】  33.5万円/10m 【24.5万円/10m】  15万円/10m 【10万円/10m】  19万円/100m 【13万円/100m】  6万円/箇所 【4万円/箇所】	19.5万円/10m 【13.5万円/10m】  36.5万円/10m 【27万円/10m】  16.5万円/10m 【11万円/10m】  21万円/100m 【14.5万円/100m】  6.5万円/箇所 【4.5万円/箇所】	 用水路   排水路   農作業道   畦畔整備   排水口整備

※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1 ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 大区画とは、本事業で区画拡大を行い、事業後に1枚の農用地の面積が1 ha以上であるものをいいます。

事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する場合	大区画化する場合	
8. 畑作転換工	農用地の周囲における排水溝の新設や、水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整				 額縁排水溝  酸度矯正
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●額縁排水溝の場合：</li> <li>●酸度矯正の場合：</li> </ul>	1.5万円/100m 【1万円/100m】  0.5万円/10a 【0.5万円/10a】	1.5万円/100m 【1万円/100m】  0.5万円/10a 【0.5万円/10a】	1.5万円/100m 【1万円/100m】  0.5万円/10a 【0.5万円/10a】	
9. 病虫害対策	病虫害発生又はまん延のおそれのある農用地における病虫害対策		/	/	 反転耕  堆肥施用
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●反転耕（バックホウ） 50 cm以上：</li> </ul>	30万円/10a 【22万円/10a】			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●混層耕（トラクタ、プラウ） 耕起深60 cm以上：</li> </ul>	2.5万円/10a 【1.5万円/10a】			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●堆肥施用 （トラクタ、スプレッダ）</li> </ul>	3.5万円/10a 【2万円/10a】			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●明渠排水（バックホウ）：</li> </ul>	1.5万円/100m 【1万円/100m】			

※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

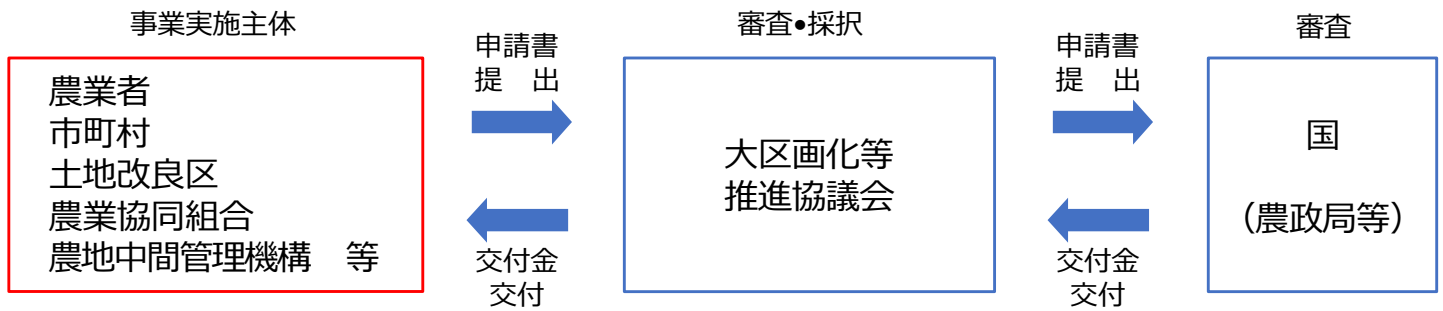
※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1 ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 大区画とは、本事業で区画拡大を行い、事業後に1枚の農用地の面積が1 ha以上であるものをいいます。

### 3. 事業申請の流れ

大区画化等加速化支援事業では、以下の流れで支援を行っています。詳しい申請手続きは、下記の連絡先へお問い合わせください。

#### ○ 支援の流れ



## 4. お問い合わせ先

### 大区画化等推進協議会（事業の実施に関するお問い合わせ先）

北海道	札幌市中央区北5条西6丁目1-23 (北海道土地改良事業団体連合会内)	011-206-8026
青森県	青森市本町二丁目6番19号 (青森県土地改良事業団体連合会内)	017-723-2404
岩手県	盛岡市本宮二丁目10番1号	019-631-3206
宮城県	仙台市青葉区上杉二丁目2番8号	022-263-5816
秋田県	秋田市高陽幸町3番37号	018-888-2749
山形県	山形市松波二丁目8番1号	023-630-2535
福島県	福島市南中央三丁目36番地	024-535-0331
茨城県	(1)水戸市宮内町3193番地の3 (2)水戸市笠原町978番6	(1)県土連：029-225-5651 (2)県：029-301-4155
栃木県	(1)宇都宮市平出1260番地 (2)宇都宮市塙田1丁目1-20	(1)県土連：028-660-5704 (2)県：028-623-2364
群馬県	令和8年8月以降 設立予定	
埼玉県	熊谷市籠原南二丁目83番地 (埼玉県土地改良事業団体連合会内)	(代表) 048-530-7340 (直通) 048-530-7356
千葉県	千葉市美浜区新港249番地5 (千葉県土地改良事業団体連合会内)	043-241-1728
東京都	設立予定なし	
神奈川県	設立予定なし	
新潟県	新潟市中央区長潟138番地	025-286-1111
富山県	富山市黒崎17番地	076-424-3300
石川県	令和8年6月中旬 設立予定	
福井県	福井市幾久町8番17号	0776-23-7776
山梨県	令和8年7月以降 設立予定	
長野県	(1)長野市大字南長野字宮東452番地の1 (2)長野市大字南長野字幅下692-2	(1)県土連：026-237-7045 (2)県：026-235-7241
静岡県	静岡市葵区追手町9番6号 (静岡県土地改良事業団体連合会内)	054-255-5151

## 4. お問い合わせ先

### 大区画化等推進協議会（事業の実施に関するお問い合わせ先）

岐阜県	岐阜市下奈良二丁目13番1号 (岐阜県土地改良事業団体連合会内)	058-271-4383
愛知県	名古屋市西区栄生一丁目18番25号 (愛知県土地改良事業団体連合会内)	052-551-3622
三重県	津市広明町330番地 (三重県土地改良事業団体連合会内)	059-226-4825
滋賀県	東近江市林町601番地	0748-42-4806
京都府	令和8年8月 設立予定	
大阪府	設立予定なし	
兵庫県	神戸市中央区北長狭通5丁目5番12号	078-341-0641
奈良県	令和8年7月 設立予定	
和歌山県	設立予定なし	
鳥取県	鳥取市千代水4丁目37番地	0857-38-9500
島根県	松江市黒田町432番地1	0852-32-4141
岡山県	岡山市中区中納言町1丁目6番地	086-207-2270
広島県	広島市中区鉄砲町4番1号	082-502-7476
山口県	山口市糸米二丁目13番35号	083-933-0035
徳島県	徳島市万代町1丁目1番地	(1)県土連：088-626-3211 (2)県：088-621-2443
香川県	高松市番町5丁目1番29号	087-832-7140
愛媛県	令和8年6月下旬 設立予定	
高知県	高知市上町2丁目9番12号 (高知県土地改良事業団体連合会内)	088-823-5576

## 4. お問い合わせ先

### 大区画化等推進協議会（事業の実施に関するお問い合わせ先）

福岡県	福岡市博多区千代4丁目4番28号	092-642-1890
佐賀県	佐賀市大財3丁目8番15号	(1)県土連：0952-24-6474 (2)県：0952-25-7127
長崎県	設立予定なし	
熊本県	熊本市北区龍田陣内3丁目15-1	096-348-8803
大分県	大分市城崎町2丁目2番25号	097-536-6631
宮崎県	宮崎市柳丸町388番地14	0985-24-3361
鹿児島県	鹿児島市名山町10番22号	(1)県土連：099-223-6111 (2)県：099-286-3241
沖縄県	設立予定なし	

## 4. お問い合わせ先

### 農政局・農林水産省（制度の詳細に関するお問い合わせ先）

北海道庁農政部農村振興局農地整備課	011-204-5419
東北農政局農村振興部農地整備課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	022-221-6291
関東農政局農村振興部農地整備課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	048-740-0048
北陸農政局農村振興部農地整備課 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	076-232-4725
東海農政局農村振興部農地整備課 (岐阜県、愛知県、三重県)	052-223-4638
近畿農政局農村振興部農地整備課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	075-414-9541
中国四国農政局農村振興部農地整備課 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	086-224-9423
九州農政局農村振興部農地整備課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	096-300-6502
沖縄総合事務局農村振興課	098-866-1652
(事業全般について) 農林水産省農村振興局整備部農地資源課 経営体育成基盤整備推進室	03-6744-2208